

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 25 日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管（部）局 御中
〔特別区〕

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局生活衛生課

換気の徹底の再周知について

厚生労働省で作成した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法等に係るリーフレットにつきましては、貴管内の特定建築物所有者等に対し当該リーフレットを配布いただく等により、換気的重要性について周知いただいているところです。

今般（令和 4 年 7 月 14 日）、第 17 回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染拡大防止のための効果的な換気についての提言が示されたことから、同提言を踏まえつつ改めて、建築物環境衛生基準に従った特定建築物等の維持管理における効果的な換気の実施につきまして、特定建築物所有者等に対する周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく二酸化炭素濃度測定とは別に、二酸化炭素濃度測定器の使用にあたっての留意点を別添 1 に取りまとめております。別添 2 の「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、別添 3 の「効果的な換気のポイント」と併せて、特定建築物所有者等に参考として周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

- ・別添 1：二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項（令和 3 年 6 月 17 日事務連絡「換気の徹底の再周知について」別添 1）
- ・別添 2：熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
- ・別添 3：効果的な換気のポイント（令和 4 年 7 月 14 日第 17 回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料抜粋）